

地域環境美化活動推進協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市内の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）が実施する地域環境美化活動（以下「活動」という。）に対し交付する地域環境美化活動推進協力金（以下「協力金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協力金交付の対象となる活動)

第2条 協力金交付の対象となる自治会の活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の清掃美化活動
- (2) 浜松市環境美化推進員要綱第4条第1項各号に掲げる業務及び同条第2項の規定による会議の出席
- (3) その他市長が認める活動

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、予算の範囲内において、次の式により算出した額を上限として市長が定める。この場合において、自治会の世帯数は、当該年度の4月1日時点の当該自治会の世帯数とする。

- (1) 101世帯以上の自治会は、当該自治会の世帯数×80円
- (2) 100世帯以下の自治会は、当該自治会の世帯数×50円+3,000円

(報告書の提出)

第4条 活動を行った自治会は、地域環境美化活動実施報告書（別記様式）（以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出は、報告書に記載すべきこととされている事項を当該提出しようとする者の使用に係る電子計算機（市長が定める技術基準に適合するものに限る。）から入力して行うことをもってこれに代えることができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により活動を実施したことを確認した時は、第3条の規定により協力金の額を決定し、交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 地域環境美化活動推進奨励金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。